

ご利用ください
制度融資

中小企業診断士の 企業経営をバックアップ 訪問相談やアドバイスも

本市では、中小企業や勤労者を支援するために、次のようなさまざまな制度融資を行っています。また、中小企業経営についての悩みに専門家が答える特別経営相談もあります。これらの制度を上手に活用し、企業経営に役立ててください。

制度融資一覧							
	制度名		利率（％）	融 資 額		償還期間	申し込み
1	小口資金		2.3以内 (2.0以内)	1,250万円以内、別途保証料。そのうち一部を補助。（ ）は2年以内分割償還。		運転6年以内、設備8年以内（各うち6カ月以内の据え置き可）	
2	特別小口資金						
	経営振興資金			1,500万円以内、別途保証料。そのうち一部を補助。（ ）は2年以内分割償還。		運転7年以内、設備9年以内（各うち6カ月以内の据え置き可）	
3	①大型店対策資金		2.2以内	3,000万円以内	別途保証料。そのうち一部を補助	10年以内（うち1年以内の据え置き可）	市内各金融機関
	②消防用設備・公害防止用施設等資金		2,000万円以内	7年以内			
	③工場建設資金			3,000万円以内			
	④経営安定資金		1.8以内			7年以内（うち1年以内の据え置き可）	
4	商業・サービス業設備資金		2.0以内 (1.6以内)	個人、会社は6,000万円以内。 旅館業者、商店街協同組合などは1億円以内（ ）は保証付き		10年以内（うち1年以内の据え置き可）	商工振興課
5	中心商店街にぎわい資金		1.0以内 (0.8以内)				
6	協同組合等事業資金		1.8以内	組合5,000万円以内（1構成員1,000万円以内）		1年以内	商工中金前橋支店
7	季節資金		1.5以内 (1.3以内)	2,000万円以内 （ ）は保証付き		6カ月以内	市内各金融機関
8	労働環境整備資金		2.3以内 (1.9以内)	中小企業者3,000万円以内 中小企業団体6,000万円以内 （ ）は保証付き		10年以内（うち1年以内の据え置き可）	商工振興課
9	中小企業設備資金		2.0以内 (1.6以内)	(1)機械器具装置など1億円以内 (2)工場・事業所・土地など3億円以内 （ ）は保証付き		10年以内（うち2年以内の据え置き可）	市内各金融機関
10	中小企業研究開発資金		1.0以内	1億円以内			商工振興課
11	中小企業情報化推進支援資金			2,000万円以内		市内各金融機関	
12	起業家独立開業支援資金	Aタイプ		5,000万円以内		10年以内（うち1年以内の据え置き可）	商工振興課
		Bタイプ (分社化対応)	1,500万円以内				
13	企業誘致促進資金		1.5以内 (1.1以内)	6億円以内		12年以内（うち2年以内の据え置き可）	
14	勤労者住宅建設資金		2.5以内	1,200万円以内。ただし、所得1,200万円以下 (経営者・役員などは利用できません)		20年以内	市内各金融機関
15	勤労者生活資金	一般	2.1以内	200万円以内 別途保証料が必要 (経営者・役員などは利用できません)		5年以内（ただし、育児介護休業に伴う人の場合1年以内の据え置き可）	中央労働金庫 市内各支店
		育児介護休業および教育資金	1.9以内				
※1・2・3については、本年度限りにおいて、肩代わり（借り換え）融資の対象。詳細については、借入先金融機関に問い合わせください。							



制度を活用し最近の機械を導入した企業

本市では、中小企業を支援するため、右表のとおり制度融資を行っています。また、独立開業支援や勤労者のための住宅・生活資金なども充実。詳しくは市役所商工振興課と各金融機関で配布中の「制度融資のご案内」をご覧ください。

①店舗・事務所等訪問相談

②企業再建訪問相談（活性化プランやアドバイス）③新規開業に関する相談④店舗デザイン・ディスプレイに関する相談。

さらに、商工会議所が行っている経営改善のための指導やマネジメントサービスなどが、本年度から市内すべての中小企業者が受けられるようになりました。

これらの制度を企業経営に役立てましょう。

問い合わせは商工振興課 ☎890-6604へ。

親が事故や病気のととき児童を預かります

// 緊急時 // の一時保育21の保育園などで

突然の事故や病気など、一時的・緊急的に児童の保育ができなくなったとき、保育所（園）の一時保育が利用できます。

また、次の対象以外の私的な理由でも利用できる保育所（園）もありますので、ご相談ください。

対象となる理由Ⅱパートタイム就労やボランティア活動、

保護者が疾病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭など
実施保育所（園）Ⅱ岩神保育園（岩神町二丁目 ☎231-1696）、前橋保育園（昭和町一丁目 ☎231-3003）、相愛館保育園（日吉町二丁目 ☎231-7102）、二之宮保育園（二之宮町 ☎268-3620）、しゃか保育園（元総社町 ☎255-1422）、

祝昌保育園（西善町 ☎266-0351）、永明保育園（上大島町 ☎263-8110）、ふたば保育園（五代町 ☎269-2085）、めぐみ保育園（岩神町二丁目 ☎233-5773）、第二はと保育園（上細井町 ☎233-0908）、祝昌第二保育園（広瀬町二丁目 ☎261-5717）、しゃか第二保育園（元総社町 ☎25

3-2653）、駒形保育園（駒形町 ☎266-4587）、おどり保育園（茂木町 ☎283-2299）、大胡第一保育園（茂木町 ☎283-2226）、大胡第二保育園（堀越町 ☎283-6778）、大胡第三保育園（樋越町 ☎284-0055）、赤城育心保育園（市之関町 ☎283-4148）、深津保育園（粕川町深津 ☎2



安心して利用できます

○：問い合わせは各保育所（園）へ。